

管理職 各位

東村山市長
渡部 尚

平成29年度予算編成方針について

東村山市では平成27年を「東村山創生元年」と位置付け、連続立体交差事業や都市計画道路整備事業の推進、市内事業者製品の国内販路拡大へつなげる支援、映画「あん」に関する市民と協働した取り組みやイベントの開催、「東村山ファン」の広がりや深化を目指したブランドメッセージ&ロゴマーク「たのしむらやま」の策定など、人口減少問題を克服することに主眼を置き、「住みたい、住み続けたいまちの実現」をテーマとした第4次総合計画後期基本計画と並行して「東村山市創生総合戦略」を策定し、市民とともにまちの魅力と活力を高め、「たのしむらやま」に込められた思いを胸に職員が一丸となって、まちが元気になる好循環を生み出すべく取り組みを進めている。

こうした中迎える平成29年度は、後期基本計画の2年目となり、その後の計画を円滑に遂行するための重要な年度として着実に事務執行に努めていくこととする。あわせて、統一的な基準による地方公会計制度の導入及び活用に向けた取り組みも進めることとする。

よって、下記のとおり平成29年度予算編成方針を示達する。

記

1. 基本的な考え方

(1) 経済情勢について

我が国の経済は、各種の経済指標が示すように、雇用・所得環境、企業収益に改善の傾向が見られ、緩やかに回復していくことが期待されているが、一方で熊本地震や台風による自然災害の影響、海外景気の下振れ、英国のEU離脱など景気を下押しするリスクも指摘されている。

当市の市税収入は微減傾向となっており、必ずしも景気と連動しないことを踏まえ、前述したリスクによる影響があることを想定して、慎重に見積る必要がある。

(2) 国・東京都の動向について

国は、平成27年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、平成32年度(2020年度)の財政健全化目標を達成させる具体的計画として、「経済・財政再生計画」を盛り込んだ。

その後、少子高齢化の進展による労働力の減少による経済成長の抑制を懸念し、こうした状況を変えるには、結婚・子育ての希望と介護・仕事の両立をかなえるために国民一人一人が活躍できる社会をつくることが重要であるとし、アベノミクス第2ステージとしてそれまでの三本の矢にかわる新・三本の矢、第一の矢「希望を生み出す強い経済」、第二の矢「夢を紡ぐ子育て支援」、第三の矢「安心につながる社会保障」を打ち出すことで、それぞれ「GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」の実現を目指している。

このような状況の中、平成28年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」では、「新・三本の矢」を一体的に推進することにより、「成長と分配の好循環」の実現を目指しており、地方行財政については「経済・財政再生計画」における歳出・歳入両面の取り組みを進めることとあわせて、先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大、ワイズスペンディングの仕組みの強化、実効的なPDCAサイクルの構築等を重点的に推進するとしている。

この内容を受け、平成28年8月に示された総務省の平成29年度予算の概算要求の概要によると、「経済・再生計画」を踏まえ、地方の一般財源総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。しかしながら、財源不足が生じるため、交付税率の引上げについて事項要求するとともに、引き続き財源不足の補填として臨時財政対策債を仮置きしていることにも留意しなければならない。

東京都においては、平成29年度予算について、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功と未来への成長創出に向けた改革を進めるとし、全ての事業の総点検を実施し、無駄の排除を徹底して行い、都民ファーストの視点に立った財政構造改革の一層の推進を図るとしている。

当市の行財政運営に影響を与える国や東京都の動向に留意しながら、十分な情報収集を行うとともに、国・都支出金の計上については、慎重に見積る必要がある。

(3) 当市の財政実態について

平成27年度は、国の経済対策に係るプレミアム付商品券の補助金事業や、東村山市創生総合戦略の策定と推進のほか、小中学校のトイレ改修や中央公民館の耐震補強工事などの施設整備に取り組んだ一方、増大する社会保障経費や子ども・子育て支援新制度への対応など、喫緊の課題にも対応しつつ、土地開発公社の長期保有土地の買い戻しなど将来の財政運営の負担軽減を図るなど、将来都市像の実現に必要な持続可能で安定した財政基盤の構築を進めることができ、各種

財政指標も概ね堅調に推移している。

しかしながら、平成27年度は地方消費税交付金の大幅増の影響により指標が好転した部分も大きく、市民一人当たりの市税が低いこと、地方交付税額が多摩26市の中でも多いこと、義務的経費の構成割合が多いことなど依然として脆弱な財政体質にあることに留意しなければならない。

近年は、社会情勢や当市を取り巻く状況の変化の速度が増している中で、高齢化社会の進展による社会保障経費の増大への対応はもちろん、公共施設の老朽化対策、連続立体交差事業や都市計画道路整備事業など、将来を見据えた新たなニーズへの対応が求められている。今後も第4次行財政改革大綱の実行プログラムに掲げた取り組みを継続しながら、新たな課題への対応を見据え、持続可能な財政基盤の構築を目指した財政運営を心掛ける必要がある。

2. 平成29年度予算編成方針

「住みたい・住み続けたいまちの実現」に向けて、

まちづくりの好循環を加速化する予算

これを平成29年度予算編成方針とし、以下の課題に対応していく。

(1) 国の動向を見据えた対応

① 地方財政計画

前述のとおり、総務省では平成29年度の地方財政計画において、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているが、別途、当市の財政運営への影響を考慮する必要がある。

これまで当市では、増大する社会保障経費への対応など喫緊の課題だけでなく、不測の事態や中長期の計画的な事業実施に備え、各種基金を積み立てるなど対策を講じてきているが、今後も、一般財源等の動向と将来の財政需要を見据えながら、市民サービスの水準を維持するための編成を行うものとする。

② その他国からの要請等による対応

前述のとおり、国は「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大等を重点的に推進するとしており、これらに該当する事業は結果として当市の将来の安定した財政運営に寄与すると考えられるため、今後の国の動向に合わせて必要な予算措置を講じることとする。

また、「経済・財政再生計画」における歳出改革において、地方も国と基調を合わせ、徹底した見直しをすることが求められているため、社会

保障の高齢化の進展による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提としない歳出改革に取り組む。

(2) 現状の課題への対応

平成29年度は第4次総合計画後期基本計画の2年目となる重要な年度であり、実施計画対象事業については、最優先で予算措置を講じる。

これにより、後期基本計画の進捗を着実なものとし、将来都市像の実現に向け加速していく。

① 居住性や資産価値を維持・向上させる都市基盤整備

当市は都市計画道路の整備率は、多摩地区でも低い数値となっており、縦横の交通に支障を来しているほか、生活道路への車両の流入等の影響も懸念されるところである。また、鉄道と道路の平面交差箇所の多さ、鉄道網による市街地の分断など、駅の多さの利便性の裏で、基盤整備の遅れは様々な弊害にもなっている状況である。

都市計画道路をはじめとする幹線道路の整備や連続立体交差事業などの基盤整備に、継続して取り組むとともに、空き家の有効活用の検討など、地域の価値を高めていく。

② シティプロモーションと連動した産業振興の展開

東京オリンピック・パラリンピックの開催を、当市の魅力を発信する絶好の機会と捉え、ブランドメッセージ&ロゴマーク「たのしむらやま」をハブにしたプロモーションの推進と連動して、産業振興をさらに充実・拡大するために関係団体と協議しながら、市内の経済の好循環を促進させ、活力と魅力にあふれる「住みたい・住み続けたいまちの実現」を目指す。

③ 子育て支援施策の拡充・強化

次代の東村山市を担う子どもたちを安心して産み育てられるまちづくりに向けて、民間企業等の関係団体とも協力しながら、「子育てするなら東村山」をさらに推進するために質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域子ども子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることを目的とした「東村山市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、さらなる子育て支援施策の拡充・強化を図る。

④ 健康寿命の延伸を目指した高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で暮らし続けられるよう、介護予防や日常生活の支援に力を入れるとともに、社会参加や就業の機会の拡充を図る。

⑤ 災害に強いまちづくりによる市民の安全・安心の確保

東日本大震災や熊本地震、台風被害等を教訓に東村山市地域防災計画や平成28年度に作成予定のBCP（事業継続計画）に基づき、引き続き、公共施設の耐震化、河川の護岸補修・溢水対策、災害時要援護者避難支援プランや避難所運営連絡会の深化・拡大等の取り組みを強化、補完し、さらなる防災力の強化を図る。

⑥ 自然環境の維持と整備

「東村山市みどりの基本計画2011」、「東村山市環境基本計画」、「公共の緑の植生管理のガイドライン」に基づき、緑地、街路樹等のみどりの計画的な管理・整備とともに、自然環境を大切に守り育て活かし続けていくための取り組みを推進する。

(3) 中長期的な課題への対応

① 行財政改革の取り組みによる財源の創出

当市における一般財源総体の見通しを勘案すると、不断の行財政改革の取り組みが必須である。現状の事務事業などについては、「第4次東村山市行財政改革大綱第3次実行プログラム」に則った検証を進め、予算に反映させることとする。とりわけ、経常的・定型的な事業については、個々の所管で自主的・自律的に見直し、精査を行い原則として平成28年度予算額の範囲内で所要額を見積もることとする。

なお、行財政改革などの取り組みにより創出された財源は、市総体としての重点施策に用いることとする。

② 市税等収納率向上基本方針に基づく安定的な税収の確保

国内における各種の経済指標では緩やかな回復傾向が見られるものの、景気動向の波及は地方自治体間で差があり、当市においては一般財源の確保は容易ではない。

市政運営における貴重な財源確保と税負担の公平性の観点から、市税等収納率向上基本方針による継続的な取り組みにより、市税等収入の確保ならびに収納率向上を図り、必要な市民サービスの水準を維持する。

③ 統一的な基準による地方公会計への対応

平成29年度予算執行から複式簿記による仕訳処理が行われるが、将来的に、事業別・施設別のセグメント分析をし、事務事業評価や施設再生計画、総合管理計画への活用につなげるための足掛かりとして、まずは、施設別セグメント分析ができるよう、平成29年度予算編成にて一部の事業予算について、段階的に再編を実施する。

④ 公共施設等の適正な維持管理

老朽化する公共施設等の再生については、公共施設再生計画に基づき取り組んでいく。ただし、市民が公共施設等を使用する際に、短期的に支障が見込まれる場合は、再生計画による措置とは別に、必要な保全措置を講じることとし、市民サービスの水準を維持する。

28通達第4号
平成28年10月5日

管理職 各位

東村山市副市長
荒井 浩

平成29年度予算編成留意事項について（依命通達）

東村山市は、将来の高齢化社会の進展と人口減少を見据えたうえで「住みたい、住み続けたいまちの実現」を目指し、ブランドメッセージ&ロゴマーク「たのしむらやま」をハブとし、まちが元気になる好循環を生み出すべく、すでに動き出している。

平成29年度予算編成にあたっては、職員全員が熱意と活力を持って行財政運営に取り組み、まちが元気になる動きの拡大とともに第4次総合計画後期基本計画の着実な推進を図るべく、下記事項に留意のうえ、予算編成を行うこととする。

この旨、命によって通達する。

記

一. 基本的留意事項

1. 法令の定めるところに従い、合理的な基準により経費を見積ること。
2. あらゆる資料に基づいて正確に財源を捕捉し、経済の現実に即応して収入を見積ること。
3. 各部局の長は、予算の見積りが適正であるか十分に確認すること。
4. 国・都の動向については、十分に情報収集し、的確に予算を見積ること。
5. 実施計画対象事業について、遺漏なく見積ること。
6. 統一的な基準による地方公会計の導入を見据え、事業別・施設別セグメント分析とその活用を実現させるために、まずは施設別セグメント分析ができるよう、平成29年度予算編成にて一部の事業予算について、段階的に再編を実施する。

二. 全般的留意事項

1. 総計予算主義による的確な捕捉を行うこと。
2. 事業が法令に基づくものである場合には、当該法令名称や実施主体、経費負担の原則等を明らかにすること。
3. 行財政改革大綱に基づく所要の経費は、効果等もあわせて見込むこと。
4. 実施計画対象事業は予算化することを基本とするが、見積りにあたっては、財源の確保、事業内容の精査を行う等、最少の経費で最大の効果があげられるよう検証すること。
5. 実施計画事業等の位置づけのない新規・レベルアップの経費は、特段の理由がない限り要求不可とする。

やむを得ない事情により要求する場合は目的、必要性、緊急度、後年度の財政負担等を検証し、財源の捻出を前提として見積ること。

6. 経常的・定型的な事業については、自主的・自律的に見直し、精査を行い原則として平成28年度予算額の範囲内で所要額を見積るとともに、市民との協働・民間活力の導入など、あらゆる事業手法を検討したうえで、最大の効果が得られる施策を構築すること。
7. 部局間調整および部内調整が必要な経費や収入の見積り・予算充当については、重複、遺漏がないように調整すること。
8. 市民要望、決算特別委員会等での意見、監査委員等からの指摘事項、採択された請願等に対しては十分検討すること。
9. 特別会計は、一般会計と同じ基調に立ち、経費を徹底して精査し予算を見積ること。

三. 個別的留意事項

1. 歳入予算の見積り

(1) 市税

- ・税制改正、市民所得の状況、経済情勢の変化などを的確に捕捉し、適正な収入額を見積ること。
- ・「市税等収納率向上基本方針」のもと、滞納の整理に努め、収納率の向上に一層の改善努力を行い、収入の増額を図ること。

(2) 国・都支出金は、国や都の新年度予算の動向に特段の注意を払い、特に補助金等の創設、廃止、縮減、制度変更、補助率の変更等の情報収集に努め、必要と認められるものに関しては積極的な確保に努めること。

(3) 市債は、後年度の財政負担・国の地方債計画・充当率等を考慮し、充当予定事業がある場合には、財政課と調整すること。

(4) その他の収入

- ・法令等に基づくものは、制度改正の動向に留意し的確に見積ること。
- ・使用料・手数料は、受益者負担の適正化・公平性の観点等から、適切な見直しを図ること。
- ・滞納、未収金の整理に努め、収入の増額を図ること。
- ・普通財産や役目を終えた行政財産等の処分可能な土地・財産は、積極的に売却もしくは他事業への活用を検討すること。

2. 歳出予算の見積り

(1) コンピュータ機器及びシステムの導入は、情報政策課（情報化推進委員会）との調整を経たうえで見積ること。なお、稼働中のシステムについても、その利用状況、費用対効果を厳しく精査し、経費の縮減に努めること。

(2) 各節の経費は、以下に留意して見積ること。平成29年度予算見積単価表によるべきものは当該単価により見積ること。なお、特記の有無に関わらず、実績等に基づいた合理的な見積りを原則とすること。

1 節 報酬

- ・特別職（常勤・非常勤）の報酬は、条例の定めによること。
- ・人数は、平成29年4月1日現在の見込み人数によること。

2 節～4 節 給料・職員手当等・共済費

- ・平成29年4月1日現在の見込みの現員・給料表を基礎に見積ること。
- ・現員数は、人事課と協議すること。
- ・経常経費削減につながる職員の増減は、人事課と協議し、委託化など代替策の有無を明らかにすること。
- ・期末勤勉手当は適切に見積ること。
- ・共済費は、所定の率及び額によること。

5 節 災害補償費

- ・議員、非常勤職員分を見積ること。

7 節 賃金

- ・定数代替、業務補助（繁忙対応）等に伴う臨時職員賃金は、所管課で見積ること。また、出産・育児休暇等に伴う臨時職員は、人事課で見積ること。なお、社会保険料は雇用事由によらず、すべて人事課にて見積ること。
- ・新規・継続の別を問わず、繁忙対応か定数代替かの位置付け、業務内容、配置場所等を明確にし、見積ること。
- ・新規分及び追加分は、効果額を検証のうえ、見積ること。

8 節 報償費

- ・平成29年度予算見積単価表によらない見積りとする場合には、社会通念上の儀礼の範囲内となることを明らかにしたうえで見積ること。
- ・内容により、報酬が適当であるものは、条例制定等適切に対応を図ること。
- ・内容により、委託料等において見積ることが適切であるため、見積りの際に留意すること。
- ・委員謝礼等は出席率等も勘案して適切に見積ること。

9 節 旅費

- ・宿泊を伴う特別出張は、必要性を精査し見積ること。また、委員等の報酬受給者が特別出張を行う場合の随行も同様とする。
- ・輪番により幹事市となる場合等、やむを得ない事情については、事前に人事課と調整すること。

10 節 交際費

- ・極力節減の方向で検討すること。

11 節 需用費

(3) 食糧費

- ・出席者に報酬等が支払われている会議等の食糧費は、原則認めない。

(4) 印刷製本費

- ・原則として内部印刷とする。大量の部数の印刷を予定する場合は、事前に総務課と協議すること。

- ・カラー印刷や外部印刷が必要なものは、必要性や効果、部数等を精査し、見積ること。

(5) 光熱水費

- ・予算所属年度に留意すること。

(6) 修繕料

- ・緊急的な修繕にも柔軟に対応できるよう、可能な限り包括的な予算配当を基本とするので、修繕箇所の状況等詳細について明らかにしたうえで見積ること。

1 2 節 役務費

(1) 通信運搬費

- ・都庁、区市町村への連絡はメール、交換便、東京都防災行政無線（無線回線）を利用すること。
- ・予算所属年度に留意すること。

(6) 保険料

- ・建物保険料及び自動車保険料は、別途担当課より配付の見積書により見積ること。
- ・上記以外の保険料は、その補償内容等を明らかにしたうえで見積ること。

1 3 節 委託料

- ・施設管理委託は、清掃等の回数、日数など、管理上必要な範囲を明らかにし、可能な限りの見直しを行うとともに、同一所管の施設については、一括管理契約を前提として見積ること。

1 4 節 使用料及び賃借料

- ・土地の借地料は、行財政改革の観点から、原則として固定資産税・都市計画税の合計額の3倍相当額以下とする。

1 5 節 工事請負費

- ・建築等工事は、施工時期・単価等に留意しつつ、各課で業者等に依頼した見積書により見積ること。なお、必要に応じて営繕課に助言を依頼すること。
- ・各種工事に伴う実施設計委託料および監理委託料、各施設の耐震診断委託料は、営繕課作成の見積書により見積ること。
- ・年度後半での契約や契約変更は、予算への影響が大きくなるため、早期執行を前提に効率的な日程を検討すること。
- ・施設補完工事は、可能な限り包括的な予算配当を基本とするので、工事箇所の状況等詳細について明らかにしたうえで見積ること。

1 7 節 公有財産購入費

- ・用地取得は、最新の地価動向等に留意し、用地課との調整を経たうえで見積ること。

1 8 節 備品購入費

- ・新規の施設開設に伴う初度備品購入及び既存備品の故障、破損による買い

替え等を基本とすること。

- ・車両の購入にあたっては、環境規制や業務の遂行に支障を来す場合に限り適切に見積ること。

19節 負担金・補助及び交付金

- ・補助対象の活動実態、最終用途の状況、補助効果を明らかにすること。
- ・研修、会合等参加負担金等は、業務上の必要性を明らかにすること。

20節 扶助費

- ・法令等に基づくものは、制度改正の動向に留意し的確に見積ること。

28節 繰出金

- ・各特別会計においては、収支状況を的確に分析し、独立採算性の原則から受益者負担の適正化等も考慮すること。